

排ガス再循環装置記録簿の定義に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正理由

IMO においては、排ガス再循環装置（EGR）を採用する船舶に対し、当該装置からの排水の取扱いを詳細に規定するガイドラインを IMO 決議 MEPC.307(73) として採択しており、本会は同決議を既に関連規則に取り入れている。

本会規則では同ガイドラインに従い、EGR におけるブリードオフ水の残留物の貯蔵量及び処理量に関し、当該貯蔵及び処理を行った日付、時刻及び位置とともに、EGR 記録簿に記録する旨規定している。一方で、EGR 記録簿の定義においては、処理量以外についても記録する旨規定しているものの、上記のような詳細については明記していない。

この程、国土交通省より上記ガイドラインに関する要件等を取り入れた海洋汚染防止法検査心得等の一部改正に関する通達（国海環第 55 号）が 2020 年 9 月に発行され、EGR 記録簿の定義においてブリードオフ水の残留物の処理量だけでなく貯蔵量についてもその詳細を記録する旨明記された。

このため、EGR 記録簿の定義について、国海環第 55 号を基づき関連規定を改めた。

改正内容

EGR 記録簿には残留物の貯蔵量に関する記録も含めるよう、定義を改めた。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 附属書 8-2.1 1.2.1